

② 実務経験要件（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）

業務範囲	業務内容	経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労分野における支援業務	1 施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 1 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が 1 年以上である者	
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準すると都道府県が認めた業務に従事する者	
直接支援業務	2 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
	障害者雇用事業所において就労支援の業務に従事する者	
	盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準すると都道府県が認めた業務に従事する者	
有資格者等	3 上記 2 の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
	上記 1 の相談支援業務及び上記 2 の直接支援業務に従事する者で、国家資格等（※ 1）による業務に 3 年以上従事している者	

※ 1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士も含む）、精神保健福祉士のことを言う。

※ 相談支援業務…身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※ 直接支援業務

…①身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他支援を行い、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育に係る業務

※ 1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年当たり 180 日以上あることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。